

令和3年度

環状通エルムトンネル非常用設備
電気昇温器交換業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路設備課

環状通エルムトンネル非常用設備電気昇温器交換業務仕様書

1 概要

本業務は、環状通エルムトンネルに設置されている非常用設備の機能保持を目的として、絶縁抵抗値が低下している電気昇温器ヒーターユニット部の交換を行うものである。

2 履行場所

札幌市北区北18条西10丁目ほか 環状通エルムトンネル換気所

3 履行期間

契約締結の日から令和3年(2021年)10月20日まで

4 用語の定義

- (1)「業務主任」とは契約図書に定められた範囲内において、受託者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、当該役務の監督を行うことを委託者が指名した者をいう。
- (2)「業務責任者」とは、役務を総合的に把握し、役務を円滑に実施するために業務主任との連絡調整を行う者で、受託者側の責任者をいう。

5 役務の内容

(1) 整備内容

電気昇温器のヒーターユニット部を交換すること。

【電気昇温仕様】

・WHX-55KP フランジヒーター 3φ200V 日本シーズ線(株)製

【ヒーターユニット部構成部品 (交換対象)】

部 品 名	仕 様	数 量
ターミナルボックス	SPC t1.2~t2.3	1
端子台	TR100×6P TR10×2P	1
シートパッキン	V/#6500AC t1.5	1
吊上ラゲ	SUS304 t16	1
フランジ	SUS304 JIS10KG 250A	1
ヒータースリーブ	SUS304 φ19	36
ヒーター支持パイプ	SUS304 φ10	4
バツフル	SUS304 t1.5	4
温度検出器	SUS316 K φ4.8	1
シーズヒーター	SUS316L φ14	18

(2) 試運転調整

部品交換後に試運転調整を行い、起動・運転状態に問題が無いことを確認する。

6 履行体制

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から下記の内容による者を定め、適切に業務が履行できること。

(1) 業務責任者

業務の遂行を指揮監督するための業務責任者を1人定めること。

7 資格

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から、本業務の遂行に必要な次に適合する資格者等を1名以上配置すること。

ア 電気工事士（免状の種類不問）

イ その他業務上で必要となる有資格者

8 提出書類

(1) 業務計画書

1部 契約後、速やかに

ア 業務責任者等指定通知書、雇用関係が確認できるもの

イ 業務員名簿（資格者一覧・資格証写し含む）

ウ 業務工程表

エ 緊急連絡体制表

(2) 完了届

1部 業務完了後速やかに

(3) 業務写真

//

(4) 作業報告書（作業日報含む）

//

受託者は、前項(1)～(4)に示す書類・報告書のほか、業務主任より指示のある書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

9 再委託について

業務の「主たる部分（下記参照）」については、受託者はこれを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 交換部品の調達

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等のすべての面において主体的な役割を果たすこと。

10 その他

(1) 作業にあたっては、事前に業務主任との工程調整等を行うこと。

(2) 受託者は業務の遂行にあたって、業務主任、本市発注の環状通エルムトンネル設備総合管理業務受託者との連絡を密に取り合うこと。

(3) 作業の実施に必要な機器、工具、消耗品類、安全機器設備の手配・設置、照明器具等は受託者負担とする。

(4) 作業において、不測の部品交換の必要が生じた場合は別途とする。ただし、軽微な部品は本業務とする。

- (5) 発生材について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等(マニフェスト制度)に基づき適正に処分することとし、受託者と廃棄物収集運搬及び処分業者との契約書の写し、マニフェストの写しを報告書に添付すること。
また、処理施設については、原則として札幌市内の処理施設とし受入条件等を確認の上、事前に業務主任と協議すること。
- (6) 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。また、事故等の問題が発生した場合には必ず報告の上、指示を受けること。
- (7) 作業の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片づけ及び清掃を行うこと。
- (8) 作業に伴う水、電気等は委託者が負担する。
- (9) 作業中・作業終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。
- (10) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者・受託者の協議により定めるものとする。

以上